

# 労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

## 河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

### 有給休暇はパートにもあります!

年次有給休暇は、雇入れの日から起算して6カ月間継続勤務し、その間の全所定労働日数の8割以上出勤した労働者に対して**最低10日を付与する**というものです。その後は継続勤務1年ごとに一定の日数を加算した日数となります。平成31年4月より有給休暇の義務化が始まりますので、これを機会にパートを含めた全従業員の付与日数をご確認いただけたらと思います。

#### (1) 週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上

継続勤務年数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

#### (2) 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満

週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満のパートタイム労働者等の場合には、その勤務日数に応じて比例付与されます。

	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	継続勤務年数						
			0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
付与日数	4日	169日~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

【厚生労働省より】

### 年末調整の書類は3枚提出が必要です

今年も年末調整の時期になりました。国税庁のホームページでは、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」と「保険料控除申告書」、また今年より新たに「**配偶者控除等申告書**」が公開されています。配偶者控除の改正により、例年より1枚枚数が増えています。変更内容を確認し、従業員に案内しましょう。

#### 配偶者控除等申告書

##### 【本人の所得見積額の書き方】

- 給与所得者は、本人の「**本年中の合計所得金額の見積額**」を記載する必要があります。
- 真ん中にある「合計所得金額の見積額の計算表」の欄に、「**収入金額**」を記載します。  
※「収入金額」とは、1~12月の給与や賞与から非課税となる交通費や経費を除いた総収入金額のことです。いわゆる年収のことです。
- 配偶者控除等申告書の裏面「3 所得の区分」の表を使用し、「**所得**」の計算をし、(1)~(7)の合計額の欄に、「**所得**」を記載します。
- 上の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」に「**所得**」を転記し、A~Cの区分にチェックを入れ、区分Iの欄にA~Cの区分を記載します。

##### 【配偶者の所得見積額の書き方】

- 配偶者のお名前・個人番号(マイナンバー)・生年月日を記載し、「**配偶者の所得の見積額**」を記載する必要があります。
- 真ん中にある配偶者の「合計所得金額の見積額の計算表」の欄に、「**収入金額**」を記載します。
- 所得の計算方法は、上記2~3と同じです。
- 上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」に「**所得**」を転記し、①~④の区分にチェックを入れ、区分IIの欄に①~④の区分を記載します。

##### 【控除額の計算】

本人の区分Iと、配偶者の区分IIの交わったところの控除額を右に記載します。

【国税庁より】